

令和6年4月18日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 志知 雄一

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 物品の調達（無人航空機ほか）
（詳細については別紙契約書及び仕様書のとおり）
- 2 納入期限 令和6年7月18日（木）
- 3 納入場所 仕様書の通り
- 4 見積書等提出の日時・場所 日時 令和6年5月13日（月） 午後3時00分まで
場所 関東森林管理局 経理課 企画係
※ 郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類 （1） 見積書（必ず日付を記入して下さい。見積書に記載の金額をもって採用金額とするので、消費税込みの金額を記載してください。）
（2） 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
※ 上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内（行政機関の休日を含まない。）
- 7 必要な資格等 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の「物品の販売」又は「物品の製造」を有する者であること。
- 8 その他 （1） 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
（2） 契約条件については、別紙契約書（案）のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。

（担当：森林整備課企画係）
（電話：027-210-1183）
（メール：ks_kanto_seibi@maff.go.jp）

仕様書

1 物件名 物品の購入(無人航空機ほか)

番号	物品名	例示品		規格・品質等	数量	単位	単価 (消費税抜)	金額	納品先及び数量	
		メーカー名	品名・品番						森林放射性物質汚染 対策センター(福島森 林管理署) (福島県福島市野田町 7-10-4)	森林放射性物質汚染 対策センター(磐城森 林管理署) (福島県いわき市四倉 町字東2-170-1)
1	無人航空機	Autel Robotics	EVO II PRO V3	機体本体及び標準付属品一式 機体本体の仕様及び標準付属品について は、仕様書別紙を参照	2	式			1	1
2	ショルダーバック グセット	Autel Robotics	Fly more Bundle	上記1の無人航空機本体に対応、ショル ダーバック1個、バッテリー2個、プロペラ 2枚×2式、充電ハブ1個入り	2	式			1	1
3	バッテリー	Autel Robotics	バッテリー	上記1の無人航空機本体に対応	4	個			2	2
4	プロペラ	Autel Robotics	プロペラ(ペア)	上記1の無人航空機本体に対応、2枚入り	8	式			4	4
5	プロペラガード	Autel Robotics	プロペラガード	上記1の無人航空機本体に対応	2	個			1	1
6	フィルター	Autel Robotics	EVO II Pro NDフイ ルター	上記1の無人航空機本体に対応	2	個			1	1
7	デジタル風速 計	サンワサブ ライ	CHE-WD1	ベーン式、測定範囲:風速/0.4-30.0m/s 温度/-20°C-60°C、測定精度:風速/± (3%+0.3m/s) 温度/±1.6°C、バックライト 付きカラーLCDディスプレイ、オーバーレ ンジ表示、自動電源オフ機能、電池残量表 示機能付き	2	個			1	1
8	ランディング パッド	PGYTECH	PGY-AC-308	Mサイズ、防水加工済、ペグ、反射シール 付	2	個			1	1
小計					24				12	12
消費税										
合計					24				12	12

上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2 無人航空機について

無人航空機本体(純正付属品を含む)については、電波法(昭和25年法律第131号)を遵守しており、最大離陸重量が25kg未満の機種のうち、以下の(1)~(2)を満たすものとする。

- (1) 国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html)に掲載されている「資料の一部を省略することができる無人航空機」(以下、「ホームページ掲載無人航空機」という。)のうち、現行モデル機種であり静止画・動画撮影用カメラ及び危機回避機能付きのもの。
- (2) 上記(1)に該当しない場合又は掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、別紙の特記事項を満たす機体であり、静止画・動画撮影用カメラ及び危機回避機能付きのもの。

3 納入

(1) 納入場所

- ① 〒960-8055 福島県福島市野田町7-10-4 森林放射性物質汚染対策センター(福島森林管理署) 電話番号024-536-6556
- ② 〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東2-170-1 森林放射性物質汚染対策センター(磐城森林管理署) 電話番号050-3160-1635

(2) 納入数は上記のとおりとする。

(3) 納入する機器は、未使用かつ最新のものとし、付属品についてはすべて付属させること。

(4) 取扱説明書等の添付物は、すべて納品すること。

4 責任の所在

(1) 物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

5 保証等

(1) ハードウェアについては、過去において出荷及び稼働実績を有し、高い信頼性を備えていること。ソフトウェアについては、最新のファームウェアを掲載していること。

(2) 受注者においては、使用者の故意又は過失による故障及び破損等を除き、物品引き渡し後向こう1年間にわたり保証すること。ただし、リコール等による不具合が発生した場合には速やかに連絡を行い、無償にて部品の交換修理を行うとともに、交換状況等を随時報告すること。

6 その他

- (1) 契約締結後、航空法に基づく登録手続きに必要な情報を明記した一覧表を提出すること。
- (2) 受注者においては、向こう5年間にわたり、アフターサービス・修理・部品提供等を円滑に行い得る体制を確保すること。
- (3) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。
担当者: 関東森林管理局 森林整備課 企画係 電話番号027-210-1183

仕様書 別紙

1 規格・品質等 (1) 無人航空機本体の仕様

本体部分	長さ×幅×高さ(折りたたみ時)	約230×130×108 mm
	長さ×幅×高さ(展開時)	約457×558×108 mm
	重量	1,191g
	最大飛行時間	40分
	最大飛行速度	72 km/h
	最大上昇速度	8 m/s
	最大下降速度	4 m/s
	運用限界高度(海拔)	7,000m
	最大風圧抵抗	12m/s
	ホバリング精度範囲	垂直ビジョンポジショニング
GNSSポジショニング		±0.5 m
水平ビジョンポジショニング		±0.3 m
GNSSポジショニング		±1.5 m
ジンバル&カメラ	写真	3軸ジンバル
	センサー	1インチ CMOS
	最大動画解像度	6K/30 fps
	最大写真解像度	20 MP
	ズーム	最大16倍(光学3倍)
	内部ストレージ	8GB
障害物検知	前方	
	高精度測定範囲	0.5 ~ 18 m
	有効検知速度	<12 m/s
	後方	
	高精度測定範囲	0.5 ~ 16 m
	有効検知速度	<12 m/s
	側面	
	高精度測定範囲	0.5 ~ 10 m
	有効検知速度	<5 m/s
	上方	
	高精度測定範囲	0.5 ~ 10 m
	有効検知速度	<5 m/s
	下方	
	測定範囲	0.5 ~ 10 m
	最大伝送距離	9km
	動作環境温度	-10° C~40°C
GNSS	GPS/Beidou/Glonass/Gallileo	
インテリジェントフライトバッテリー	電力	82 Wh
	容量	7,100 mAh
	電圧	11.55V
	バッテリータイプ	LiPo 3S
	充電温度範囲	5°C ~45°C
	正味重量	365g
	リモートID	内蔵型

(2) 送信機の仕様

<ul style="list-style-type: none"> ・モニター一体型であること。 ・フライトプランが作成でき、かつ自動操縦ができるアプリが内蔵されていること。 ・HDMI出力ポートを備えていること。 	
サイズ(アンテナ折りたたみ時)	226.3×137.7×31.5 mm
サイズ(アンテナ展開時)	226.3×215.4×31.5 mm
重量	650g以内
画面サイズ	6.4 インチ
解像度	2340×1080
画面の明るさ	800 nits
内部ストレージ	128GB
拡張ストレージ	microSD
バッテリー	着脱式
容量	1900mAh
動作時間(画面の明るさ50%)	4 時間

(3) 標準付属品

品名	数量
機体本体(バッテリー、プロペラ、ジンバルプロテクター、32G SDカードを含む)	1
スマート送信機(スティック付属)	1
予備バッテリー	1
スペアプロペラ(ペア)	1
バッテリー充電器+電源ケーブル	1
送信機用充電器	1
送信機用充電ケーブル	1
送信機ストラップ	1
スペアコントロールスティック(ペア)	1
ハードキャリングケース	1
同梱物リスト	1
クイックガイド	1
免責事項と安全上の指示	1
バッテリーの安全な使用ガイド	1

特記仕様書

1 一般的事項

- (1) 鋭利な突起物のない構造であること(構造上、必要なものを除く。)
- (2) 無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。
- (3) 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。

2 遠隔操作の機体

- (1) 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。
- (2) 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。
- (3) 緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。
- (4) 操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。
- (5) 操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。

3 自動操縦の機体

- (1) 自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。
- (2) 自動操縦システムにより、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。
- (3) あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。

4 追加基準への適合性

- (1) 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。
- (2) 地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること(不具合発生時に不時着した場合を含む。)
- (3) 電波断絶等の不具合発生時に危機回避機能(自動帰還機能、電波が復帰するまで空中で位置を維持する機能等のフェールセーフ機能)が正常に作動すること。

5 カメラ機能

- (1) 1~16倍(最大3倍程度のロスレス)のズーム機能を有し、2,000万画素を有する
- (2) 最大解像度6K/30fpsでの動画撮影が可能なカメラ機能を有すること。
- (3) ジンバルカメラ交換可能であること。

(案)

物品売買契約書 (総価)

- 1 物件名 物品の購入 (無人航空機ほか)
- 2 契約金額 ¥ —
(うち消費税及び地方消費税の額¥ —)

内 訳

品名	規格・品質	数量	単価	金額	備考
無人航空機ほか 詳細は仕様書のとおり					

- 3 納入期限 令和6年7月18日

- 4 納入場所 仕様書のとおり。

- 5 契約保証金 免除する。

上記の物品売買について下記条件により売買契約を締結し、本書
2通を作成して、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

買受人 住所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号
支出負担行為担当
氏名 関東森林管理局長 志知 雄一 印

売渡人 住所
氏名 印

(案)

条 件

(総 則)

第1条 売渡人(以下乙という。)は頭書の金額をもって頭書の物品を納入期限内に納入するものとする。

(権利義務の委任譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に委任又は譲渡してはならない。ただし、書面により買受人(以下甲という。)の承認を受けた場合はその限りでない。

(引渡し及び検査)

第3条 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲又は甲の命じた職員の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

第4条 甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

第5条 乙は品質、形状、数量等に関し、検査の結果不合格のものがあつたときは、返戻、引換、数量の増減又は価格の引下げを要求されても、異議を申し立てないものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は第3条により物品の引渡しを完了したときは、甲に支払請求書により売買代金の支払を請求することができる。

第7条 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延の利息)

第8条 甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額を乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

(天災その他不可抗力による場合)

第9条 乙は天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができるものとする。

2 甲は前項の場合において、その理由が正当と認めるときは納入期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(納入期間の延長及び遅滞違約金)

第10条 乙は前条による場合を除き、納入期限内に物品を納入することができないときは、納入期限の前日までに、その事由を明らかにした書面により、納入期限の延期を甲に申し出て、甲の承認を受けるものとする。

(案)

2 乙は乙の責に帰する理由により、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。

3 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

(納品の変更、中止)

第11条 甲は必要がある場合には、契約数量、金額等について変更し若しくは納品を一時中止し、又はこれを打切ることができる。

2 前項の場合において、契約数量、金額、納入期限について変更のある場合には、甲、乙協議して、変更協定書を取りかわすものとする。

3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害額を補償しなければならない。その損害額については甲、乙協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第12条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第10条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告を

(案)

し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第3条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第12条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第15条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

(案)

第16条 甲は、第14条又は第15条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第17条 甲は、第10条第3項又は第12条第4項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(乙の解除権)

第18条 乙は下記各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に違約金を支払わないものとする。

- (1) 甲が第11条第1項により数量、金額等を変更し若しくは納品を一部中止し又は打切ったため、契約金額が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 甲が第11条第1項により納品を一時中止したとき、中止期間が契約期間の3分の1以上に達したとき。
- (3) 甲がこの契約に違反した結果、物品納入が不可能となったとき。

(違約金)

第19条 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第18条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(案)

(解約時の支払)

第20条 甲は、この契約が解除となった場合、検査に合格した既納物品に対しては、検査数量に応じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

(違約金の相殺)

第21条 この契約において、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第23条 この契約について紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第24条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(案)

- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

(案)

別紙1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(案)

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。